

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（多核種除去設備スラリー安定化処理設備の設置）に係る面談
2. 日時：令和3年2月25日（木）10時00分～12時50分
3. 場所：原子力規制庁 18階会議室
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
市森係員
大辻室長補佐、知見主任安全審査官、高木技術参与（テレビ会議システムによる出席）
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所 担当6名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社から、実施計画の変更認可申請（多核種除去設備スラリー安定化処理設備の設置）に係る前回面談での原子力規制庁からのコメントに対して、資料に基づき主に以下の説明があった。
 - フィルタープレス機のメンテナンス性
 - ✓ 機器の消耗品（ろ布やろ板）の交換頻度、廃棄の方法について
 - 作業員被ばく低減について
 - ✓ 作業員被ばく量が最大となるのは、保管容器搬出時のフォークリフト操作者である。
 - ✓ フィルタープレス機の稼働に当たっては、蓋閉め装置により脱水物保管容器のふたを遠隔操作で締める設計にするなど、被ばく線量低減のための考慮を行う。
 - ダスト発生の考え方について
 - ✓ 脱水物を乾燥粉体としないフィルタープレス機を採用することで、ダスト発生を抑制する。ダスト発生が想定されるダスト管理エリアは、部屋で区画し、フィルタで浄化したのち、廃棄設備の廃棄ラインから排出する、
 - ✓ 換気設備に異常が生じた場合は、設備を全停止しダンパで部屋の空気の入出を遮断する。
 - ✓ 外気を取り込み、建屋の換気設備の排気口にて、放射性物質濃度を監視する。
 - 脱水物保管容器について
 - ✓ 放射線分解で発生する水素の容器内の濃度が可燃限界濃度を超えないようベント機構を設置する。
 - ✓ 脱水物保管容器は腐食防止のため塗装を施し、内面にはポリエチレンライニングを施す。
 - ✓ 保管容器は汚染水処理設備等で発生した廃棄物として扱う。
- 原子力規制庁は、上記説明を受けた内容について確認するとともに、
 - 当該設備のメンテナンスについて、消耗品の交換頻度や作業員の想定被ばく量を説明すること。
 - スラリーが固化せず、液体状のまま廃液タンクに流入した場合等、想定さ

れる異常状態を明確にするとともにその対応について整理して説明すること。

- 脱水物保管容器には HIC 約 6 基分の脱水物を保管できる見込みと説明があったが、HIC 内の上澄み水とスラリーの比率、脱水物の保管容器への充填率等も含め、その根拠を説明すること。また、保管容器の構造・仕様等について説明すること。
 - 除染済 HIC の転活用の考え方、判断基準等について説明すること。
 - ダストの発生量を評価する際の評価条件及び評価結果を整理するとともに、閉じ込め機能に対する考え方を示すこと。
 - 崩壊熱や可燃性ガスの評価計算の値の根拠を示すこと。
- 等を求めた。

6. その他

資料：多核種除去設備スラリー安定化処理設備の設置に関する補足説明資料